

刈谷市木造住宅耐震改修費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生時における木造住宅の倒壊等による災害を防止するため、木造住宅の耐震改修、段階的耐震改修、簡易耐震改修、取壊し又は耐震シェルター設置（以下「耐震改修等」という。）を実施する者に対し交付する刈谷市木造住宅耐震改修費等補助金（以下「補助金」という。）に関し、刈谷市補助金等交付規則（昭和44年規則第29号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 木造住宅 次のいずれにも該当するものをいう。

ア 在来の木造軸組工法又は伝統工法で、平屋又は2階建てのもの

イ 戸建て、長屋又は共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用途に供する部分の床面積が、延べ床面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。）

ウ 昭和56年5月31日以前に着工されたもの

エ 現に居住の用に供しているもの

(2) 避難道路 刈谷市地域防災計画の緊急輸送道路・主要避難道路網図において主要避難道路として位置付けられた道をいう。

(3) 避難道路沿道木造住宅 木造住宅のうち建築物のいずれかの部分の高さが、当該部分から避難道路の境界線までの水平距離に、当該避難道路の幅員が次に掲げる場合に応じ、それぞれ定める距離を加えたものに相当する高さを超えるものをいう。

ア 6メートル以上の場合 避難道路の幅員の2分の1に相当する距離

イ 6メートル未満の場合 避難道路の幅員から3メートルを除いた距離。

ただし、算定値が負数となる場合は0とする。

(4) 耐震改修 地震に対する安全性の向上を目的として実施する別表に定める補強工事等を含む改修工事をいう。

(5) 段階的耐震改修 耐震改修を1段目耐震改修及び2段目耐震改修の2段階

に分けて行う改修工事をいう。

(6) 簡易耐震改修 地震に対する安全性の向上を目的として簡易に実施する補強工事を含む改修工事をいう。

(7) 耐震診断 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 愛知県木造住宅耐震診断員登録要綱（平成14年7月1日施行）第2条第3号に従い刈谷市が実施する耐震診断

イ 一般財団法人愛知県建築住宅センターが実施する住宅診断対策現地診断

(8) 総合判定 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 前号アによる耐震診断の総合評点の判定値

イ 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断又は精密診断法による評点（以下「評点」という。）

ウ 前号イ（平成17年度以前に実施したものを除く。）による耐震診断の評点

エ 前号イ（平成17年度以前に実施したものに限る。）による耐震診断の総合評価（以下「総合評価」という。）

(9) 階別方向別上部構造評点 各階における方向別の保有耐力を必要耐力で除したもののうち最小値をいう。

(10) 耐震診断カルテ 耐震診断の結果報告書、住宅地震対策現地診断カルテ等をいう。

(11) 取壊し 耐震診断を受けた木造住宅を取り壊す工事をいう。

(12) 耐震シェルター 住宅内に設置する装置であって、地震発生時に住宅倒壊から人命を守ることを目的とし、住宅内の一部に耐震性の高い空間を確保するもので、市長が認めるものをいう。

(13) 耐震シェルター設置 耐震診断を受けた木造住宅に耐震シェルターを設置する工事をいう。

(14) 高齢者 補助金の交付を受けようとする日の属する年度の末日において65歳以上の者をいう。

(15) 障害者 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)
に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

ウ 愛知県知事の発行する療育手帳の交付を受けた者

(16) 代理受領 耐震改修等を施工した業者(以下「施工業者」という。)が、
第6条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助決定者」と
いう。)の同意に基づき、当該耐震改修等に要した経費の額から当該決定を受
けた補助金の額(第8条の規定による承認を受けた場合は、当該承認を受け
た額)を控除した額を請求し、当該補助決定者に代わり補助金を受領するこ
とをいう。

(補助の対象)

第3条 市内に存する木造住宅(刈谷市道路後退用地の寄附等に関する補助金交付
要綱(平成17年4月1日施行)に規定する後退用地に建築しているものを除く。)
の所有者又は所有者の同意を得られる者が当該木造住宅の耐震診断を実施した後、
当該木造住宅の耐震改修等を行う場合で、次のいずれかに該当し、当該年度内に
耐震改修等が完了するものを補助の対象とする。ただし、同一の利用に供されて
いる一団の土地で耐震改修、段階的耐震改修、簡易耐震改修、取壊し及び耐震シ
ェルター設置を行う場合は、耐震改修、段階的耐震改修、簡易耐震改修、取壊し
又は耐震シェルター設置のいずれかを補助の対象とする。

(1) 総合判定の判定値若しくは評点が0.7未満又は総合評価が60点未満と
診断された木造住宅について、総合判定の判定値又は評点を1.0以上とす
る耐震改修

(2) 総合判定の判定値若しくは評点が0.7以上かつ1.0未満又は総合評価
が60点以上かつ80点未満と診断された木造住宅について、総合判定の判
定値又は評点を1.0以上とする耐震改修のうち、1.0未満と診断された
階別方向別上部構造評点を、判定値又は評点到0.3を加算した数値以上と
するもの

(3) 総合判定の判定値若しくは評点が1.0以上かつ1.5未満又は総合評価
が80点以上かつ90点未満と診断された木造住宅について、総合判定の判
定値又は評点を1.5以上とする耐震改修

(4) 総合判定の判定値若しくは評点が0.4以下又は総合評価が40点以下と

診断された木造住宅について、総合判定の判定値又は評点を0.7以上かつ

1.0未満とする1段目耐震改修

(5) 前号に該当し、補助金の交付を受けた木造住宅について、総合判定の判定値又は評点を1.0以上とする2段目耐震改修

(6) 総合判定の判定値若しくは評点が1.0未満又は総合評価が80点未満と診断された2階建ての木造住宅について、階別方向別上部構造評点のうち1階部分を1.0以上とする1段目耐震改修（階別方向別上部構造評点のうち2階部分が1.0未満のものに限る。）

(7) 前号に該当し、補助金の交付を受けた木造住宅について、総合判定の判定値又は評点を1.0以上とする耐震改修のうち、前号の1段目耐震改修前に1.0未満と診断された階別方向別上部構造評点を、判定値又は評点到0.3を加算した数値以上とする2段目耐震改修

(8) 総合判定の判定値若しくは評点が0.7未満又は総合評価が60点未満と診断された木造住宅について、総合判定の判定値又は評点を0.7以上かつ1.0未満とする簡易耐震改修

(9) 総合判定の判定値若しくは評点が1.0未満又は総合評価が80点未満と診断された木造住宅の取壊しのうち、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、適正な分別解体、再資源化等を実施するもの

(10) 総合判定の判定値若しくは評点が1.0未満又は総合評価が80点未満と診断された木造住宅の耐震シェルター設置（高齢者又は障害者が使用するものに限る。）

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者が行う耐震改修等は、補助の対象としない。

(1) 市が賦課徴収を行う税金を滞納している者

(2) 刈谷市緊急輸送道路等沿道建築物耐震改修費等補助金交付要綱（平成26年4月1日施行）に基づく刈谷市緊急輸送道路等沿道建築物耐震改修費等補助金の交付を受けたことがある者で、その交付された刈谷市緊急輸送道路等沿道建築物耐震改修費等補助金の対象となった木造住宅の耐震改修に係る補助金の交付を受けようとするもの

(3) 前項第9号に該当するもののうち、次のいずれかに該当する者

ア 刈谷市道路後退用地の寄附等に関する補助金交付要綱（平成17年4月1日施行）に基づく刈谷市道路後退用地の寄附等に関する補助金の交付を受けたことがある者で、その交付された刈谷市道路後退用地の寄附等に関する補助金の対象となった木造住宅の取壊しに係る補助金の交付を受けようとするもの

イ 刈谷市老朽空き家除却費補助金交付要綱（令和2年4月1日施行）に基づく刈谷市老朽空き家除却費補助金の交付を受けたことがある者で、その交付された刈谷市老朽空き家除却費補助金の対象となった木造住宅の取壊しに係る補助金の交付を受けようとするもの

ウ 国又は地方公共団体の用地買収に基づく木造住宅の取壊しに係る補償を受けた者で、当該木造住宅の取壊しに係る補助金の交付を受けようとするもの

(4) この要綱に基づく補助金の交付を受けたことがある者。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。

ア 避難道路沿道木造住宅の耐震改修に係る補助金の交付を受けようとする者

イ 前項第5号又は第7号に該当し、補助金の交付を受けようとする者

ウ 前項第10号により補助金の交付を受けた者が同号に規定する要件に該当しなくなった場合に同項第1号、第2号、第4号、第6号、第8号及び第9号に該当し、補助金の交付を受けようとする者

(5) 前各号に定めるもののほか、市長が適当でないと認めた者

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、次の表に掲げるとおりとする。

補助対象経費	補助金の額
耐震改修に要する経費	次に掲げる額の合計額を助成額とし、助成額から第3号の額を差し引いた額を補助金の額とする。 (1) 耐震補強工事費の5分の4の額。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとし、100万円を限度とする。

	(2) 次に掲げる額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)から第1号の額を控除した額 ア 避難道路沿道木造住宅 140万円(補助対象経費が140万円に満たない場合は、当該補助対象経費の額) イ 避難道路沿道木造住宅以外の木造住宅 120万円(補助対象経費が120万円に満たない場合は、当該補助対象経費の額) (3) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の19の2に規定する所得税の特別控除の額
段階的耐震改修に要する経費	次の各号に掲げる耐震改修の区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 1段目耐震改修 次に掲げる額の合計額 ア 耐震補強工事費の5分の4の額。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとし、60万円を限度とする。 イ 60万円(補助対象経費が60万円に満たない場合は、当該補助対象経費の額。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)からアの額を控除した額 (2) 2段目耐震改修 次に掲げる額の合計額を助成額とし、助成額からウの額を差し引いた額を補助金の額とする。 ア 耐震補強工事費の5分の4の額。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとし、40万円を限度とする。 イ 60万円(補助対象経費が60万円に満たない場合は、当該補助対象経費の額。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)からアの額を控除した額

	ウ 租税特別措置法第41条の19の2に規定する所得税の特別控除の額
簡易耐震改修に要する経費	30万円（補助対象経費が30万円に満たない場合は、当該補助対象経費の額。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）
取壊しに要する経費	20万円（補助対象経費が20万円に満たない場合は、当該補助対象経費の額。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）
耐震シェルター設置に要する経費	30万円（補助対象経費（耐震シェルターの購入及び運搬並びに床の補強工事に要した費用を含む。）が30万円に満たない場合は、当該補助対象経費の額。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）

2 補助金の交付は、段階的耐震改修又は耐震シェルターを設置した者が前条第1項第10号に規定する要件に該当しなくなった場合に行う耐震改修、段階的耐震改修、簡易耐震改修又は取壊しを除き、同一の利用に供されている一団の土地につき1回を限度とする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、耐震改修等に着手する前に、木造住宅耐震改修費等補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）耐震診断カルテの写し

（2）耐震改修等計画書（取壊しの場合はアのみとし、耐震シェルター設置の場合はウを除く。）

ア 案内図、配置図及び平面図並びに立面図（避難道路沿道木造住宅を耐震改修する場合に限る。）

イ 耐震改修計画図その他耐震改修方法を示す図書

ウ 改修後の建物についての判定値

（3）耐震改修等に要する経費の見積書（補助の対象とならない工事を含む場合は、その区別ができるようにしたものに限る。）

(4) 建築年次を確認することができる家屋の物件証明書又はこれに類するもの

(5) 耐震シェルター設置の場合は、第3条第1項第10号に規定する要件が確認できるもの

(6) その他市長が必要と認めるもの

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、木造住宅耐震改修費等補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請書を提出した者に通知するものとする。

(計画の変更)

第7条 補助決定者は、当該決定に係る内容を変更しようとする場合は、木造住宅耐震改修費等補助金変更承認申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、あらかじめ市長に提出しなければならない。ただし、補助金の受領方法のみを変更する場合は、当該書類の添付を要しない。

(1) 変更後の耐震改修等計画書

(2) 変更後の耐震改修等に要する経費の見積書（補助の対象とならない工事を含む場合は、その区別ができるようにしたものに限る。）

(3) その他市長が必要と認めるもの

(変更の承認)

第8条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、木造住宅耐震改修費等補助金変更承認通知書（様式第4号）により当該申請書を提出した者に通知するものとする。

(耐震改修等の中止)

第9条 補助決定者は、耐震改修等中止するときは、木造住宅耐震改修等中止届（様式第5号）を速やかに市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助決定者は、耐震改修等が完了したときは、建築士又は施工業者による耐震改修等計画どおり適正に施工され、完了していることの確認を受け、木造住宅耐震改修等実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、遅滞なく市長に提出しなければならない。

(1) 工事請負契約書の写し又はこれに類するもの

(2) 耐震改修等に要した経費の領収書の写し又はこれに類するもの（補助の対象とならない工事を含む場合は、その区別ができるようにしたものに限る。）

(3) 工事着手前、施工状況及び工事完了後の写真

(4) 取壊しの場合は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による届出書（刈谷市の受付印が押印されたもの）の写し又は産業廃棄物管理票の写し

(5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項の規定により交付された検査済証の写し（同法第6条第1項の規定により確認を受けなければならない耐震改修等計画の場合に限る。）

(6) その他市長が必要と認めるもの

2 補助決定者は、代理受領を選択する場合は、前項第2号に掲げる書類に代えて、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 木造住宅耐震改修費等補助金代理請求及び代理受領同意書（様式第7号）

(2) 耐震改修等に要した経費の額から第6条の規定による決定（第8条の規定による承認を受けた場合は、当該承認）を受けた補助金の額（以下「補助決定額」という。）を控除した額の領収書の写し又はこれに類するもの（補助の対象とならない工事を含む場合は、その区別ができるようにしたものに限る。）

（請求及び補助）

第11条 市長は、前条第1項の報告書を受領した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助決定者からの請求により補助決定額を支払うものとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、代理受領を認めた場合は、施工業者からの請求により補助決定額を支払うものとする。

附 則

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の刈谷市木造住宅耐震改修費等補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に着手した簡易耐震改修について適用し、同日前までに着手した簡易耐震改修については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の刈谷市木造住宅耐震改修費等補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申請された耐震改修、簡易耐震改修及び取壊しに係る補助金について適用し、同日前までに申請された耐震改修、簡易耐震改修及び取壊しに係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の刈谷市木造住宅耐震改修費等補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申請された耐震改修、簡易耐震改修及び取壊しに係る補助金について適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成 23 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に耐震改修に係る補助金を申請した者については、改正後の刈谷市木造住宅耐震改修費等補助金交付要綱第 11 条の規定を適用する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

補強工事等

	耐震補強工事	改修設計
調査	耐震精密診断	地盤調査
耐震改修計画の作成等		改修設計 工事監理
総合判定において必要耐力（ Q_r ）を低減させることを目的とした工事	(1) 地盤改良工事 (2) 屋根工事 (3) 木造躯体工事（屋根又は壁の軽量化を図るもの及び床面積を減ずるもの） (4) 仮設工事及び既設部分の撤去工事（建築設備等を含む。） (5) 撤去部分の復旧工事	
総合判定において建物の強さ（ P ）の評価を向上させることを目的とした工事	(1) 木造躯体工事 (2) 基礎工事（土工事を含む。） (3) 仮設工事及び既設部分の撤去工事（建築設備等を含む。） (4) 撤去部分の復旧工事（造作、左官、内外装、建具、塗装又は建築設備の工事）	
総合判定において劣化度（ D ）の評価を向上させることを目的とした工事	(1) 木造躯体工事（劣化部材の取替え） (2) 仮設工事及び既設部分の撤去工事（建築設備等を含む。） (3) 撤去部分の復旧工事（造作、左官、内外装、建具、塗装又は建築設備の工事）	
その他の補強工事	上記のほか、耐震性能を向上させるものとして市長が認める工事	